10　ＴＲＱ－ＪＰ８　とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合には二十五パーセントを超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二、六五〇
二	二、八〇〇
三	二、九五〇
四	三、一〇〇
五	三、二五〇
六年目及びその後の各年	三、二五〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八一二・〇九一、一一〇八一二・〇九九、一一〇八一三・〇九一及び一一〇八一三・〇九九の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ８の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

11　ＴＲＱ－ＪＰ９　イヌリン

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二〇五
二	二一〇
三	二一五
四	二二〇
五	二二五
六	二三〇
七	二三五
八	二四〇
九	二四五
一〇	二五〇
一一年目及びその後の各年	二五〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ９の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

第四款　農産品セーフガード措置

1　この款は、次の事項を定める。

(a)　農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品

(b)　(a)に規定する措置の発動水準

(c)　(a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2　日本国は、第五条1の規定にかかわらず、9から15までに規定する特定の原産農産品に対するセーフガード措置をとることができる。

3　日本国は、この款に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

(a)　当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

(c)　この款に定める関税率

4　日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとった日から六十日以内に、アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、及びアメリカ合衆国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面等により、アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供する。

5　9(b)、10(a)(iii)(B)及び(iv)(B)、12(a)、13(a)並びに14(b)に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件については、日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

6　3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7　日本国は、第一款4の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の残存期間が十二箇月未満のときは、当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、14の規定の適用については、「十二箇月」及び「三百六十五」をそれぞれ「四箇月」及び「百二十一」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第一文及び第二文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

8　この款の規定の適用上、

(a)　「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。

(b)　「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。

(i)　四月一日から六月三十日まで

(ii)　七月一日から九月三十日まで

(iii)　十月一日から十二月三十一日まで

(iv)　一月一日から三月三十一日まで